

①身分制社会

①近世社会当初、「士」である武士は、(1.苗字)・(2.帯刀)る村や集落をつくった。(14)は村や町で番人をつとめたり、清掃・乞食・芸能などに従事した。

武士は将軍をトップに、大名・旗本・御家人などいくつかの階層から構成された。

②武士と並ぶ支配身分として、(4.天皇)家や(5.公家)、上層の(6.僧侶)・(7.神職)も含まれた。武士の家で、(8.女性)は家事に専念することを強いられた。

③一方、社会の大半を占める被支配身分は、農業を中心に林業・漁業に従事する(9.百姓)、大工や刀鍛冶などの手工業者である(10.職人)、都市に住む(11.町人)の3つが主なものであった。以上のような社会の秩序を「12.士農工商」と呼ぶこともある。

④「12」とは別に(13.かわた)・(14.非人)と呼ばれる被差別民があり、(13)は農業や、皮革製造・わら細工などの手工業に従事した。しかし、幕府や大名の支配のもとで、死牛馬の処理や行刑役などを強いられ、「15.えた」などの蔑称で呼ばれた。

⑤(14)は、村や町から排除され集団化した乞食を指し、(16.貧困)や(17.刑罰)により新たに(14)となる者も多かった。

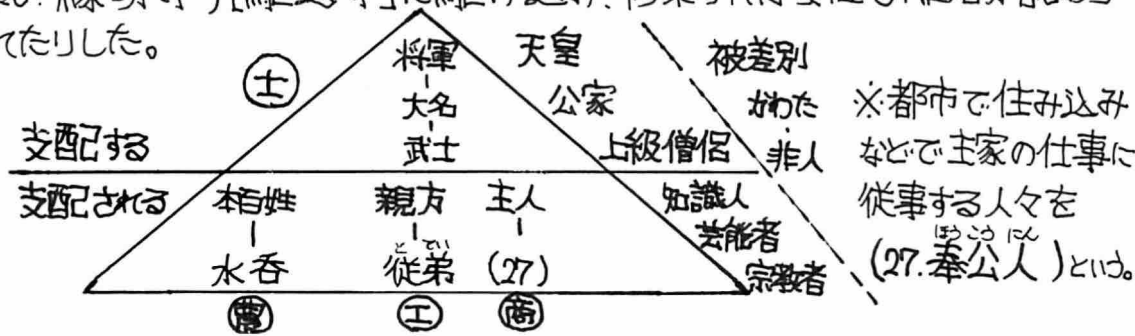
⑥(13)は城下町のすぐ近くに集められ、(18.かわた町村)と呼ばれた。村や集落をつくった。(14)は村や町で番人をつとめたり、清掃・乞食・芸能などに従事した。

⑦そしてこれらの諸身分は、団体や集団ごとに組織され、1人ひとりの個人は(19.家)に所属し、(19)や(19)が所属する集団を通じて、それぞれの身分に位置づけられた。(←百姓の家に生まれるは百姓、てこと)

⑧武士や一部の有力な百姓・町人の家では、(20.家長)にあたる戸主の権限が強く、財産や家業は(21.長子)への単独相続が基本であった。

⑨またこうした家では、女性は家督から排除されるなど男尊女卑の風潮があり、女性は「家にあては父に、嫁しては夫に、夫死しては子に従う」という「22.三従の教」がく23.貞原益軒の作とされる『24.女大学』で説かれ、夫は(25.三行半)と呼ばれる離縁状で離婚できた。

⑩とはいえ、男子が生まれなかりすると、女性が婿を招いたり、女性の相続を認めたり、鎌倉の東慶寺や上野国の満徳寺などの(26.縁切寺)[駆け込み寺]に駆け込み、修業すれば女性も離婚が認められたりした。



<入試問題でアウトプット>

(問)江戸時代の身分制度の説明文の正誤を判定しよう。(聖心女子大)

- ①支配身分である武士の特権として、苗字・帯刀や切捨御免などがあった。 [正]
- ②被支配身分の一つである非人は、治安警察の末端を担うこともあった。 [正]
- ③農業のみに携わっていた者だけが百姓と呼ばれた。 [誤]
- ④士農工商は、武士・百姓・職人・商人の四民を指すことばである。 [正]

2 村と百姓

①中世の惣村では、指導者のおとな・沙汰人を中心に、惣掟という村独自の法を定め、寄合で村が運営された。その惣村が近世に受け継がれ、(1.村切)[村の境界を決めたこと]などで分割されたり、新田開発が進んで新しい村が生まれたりして、17c末には全国の村数が(2.6万3000)余りを数え、総石高は約(3.2500万)石となった。

②村は(4.名主)[関西では(5.庄屋)、東北では(6.肝煎)]と呼ばれる村の長、その(4)を補佐する(7.組頭)、村民の代表の(8.百姓代)からなる(9.村方三役)と呼ばれた村役人を中心に運営された。

③(10.百姓代)は、(4)や(7)の監視役を果たした。こうした(9)を含め、村の正規の構成員として村の運営に携わることができたのは、(11.検地帳)に田畑や屋敷地の所持者として登録され、年貢・諸役を負担する(12.本百姓)であった。

④村には、土地を持たず、他人の土地を借りて耕作[=小作]したり、日雇仕事に従事したりする(13.水呑(百姓))や、有力な(12)と隷属関係を結ぶ(14.名子)・(15.被官)らもいたが、こうした(12)以外の者が村の運営に関与することはなかった。

⑤村民に数戸ずつで(16.五人組)をつくらせ、年貢納入や犯罪の防止の連帯責任を負わせた。田植えや屋根葺きなどは、(17.結)または(18.もやい)と呼ばれる共同労働で行われ、村共用の山野地である(19.入会地)の利用、道の整備なども共同で自治的に行った。

⑥これらの経費は(20.村入用)と呼ばれ、村民が共同で負担した。村の運営は(21.村法)[21.村掟]に基づいて行われ、その違反者は、村民との交際を絶つ(22.村八分)の制裁をうけた。

⑦年貢は村全体に対してかけられ、村の責任で納める(23.村請制)がとられ、田畑や屋敷地の高請地に課せられる(24.本途物成)を中心に、副業に課される(25.小物成)、村高に応じて農民に課せられた付加税の(26.高掛物)、一国単位で課される河川の土木工事などの(27.国役)、公用交通に人や馬をさし出す(28.伝馬役)があった。

⑧本途物成は米納が原則で、税率^{きうりつ}「^{めん}免^し」は初期に西公六民^{しつこうろくみん}。幕領では享保頃^{きやうほう}から五公五民^{ごこうごみん}程度となった。年貢率は、その年の収穫に応じて決める^{いしめほう} (29. 検見法) と、豊凶^{いづみんぼう}に関係なく、一定期間税率を同じにする^{いじめんぼう} (30. 定免法) がある。

⑨村からの年貢収入は、領主にとって重要な財政基盤となった。幕府は百姓の小経営をできるだけ安定させ、一方で貨幣経済に巻き込まれて百姓が没落しないようにし、年貢・諸役を確実に徴収しようとした。そんな中、1641年の (31. 寛永の飢饉) で5~10万人の餓死者が出て、幕府は本格的に農民対策を考えた。

⑩ (32. 1643) 年、徳川 < 33. 家光 > の時代に、本百姓の没落と富農への土地集中を防ぐため、(34. 田畑永代売買の禁止令) を出すとともに、(35. 田畑勝手作りの禁) を出し、検地帳記載の本田畑で (36. 木綿)・菜種などの商品作物を作することを禁じ、貨幣経済の浸透防止をはかった。⑩ 1643 田畑売買する人ムシさ!

⑪ 4代将軍徳川 < 37. 家綱 > の時代になると、(38. 1673) 年に (39. 分地制限令) を出し、名主は (40. 20) 石以上、一般百姓は (41. 10) 石以上の所持で分地を認め、それ以下の分地を禁止し、耕地の細分化の抑制をはかった。

⑪ 1673 いろんな身に分けるな! 分地制限!

※ (34) は 1872 年まで存続した ← 1873 年 3 月、地租改正の前

＜入試問題でアウトプット＞

(問) 次の文章を読み、設問に答えよう。(東海大改)

① 村の責任で年貢が納入されていたことが示すように、村は自治をおこなう能力を有していた。その中核を担ったのが、名主・(ア)・百姓代^{ひやくしやうだい}となる村方三役である。(略) こうした村方三役を含め、村の正規の構成員として村の運営にたずさわることができたのは、(イ) に田畑や屋敷地の所持者として登録され、年貢や諸役を負担する本百姓であった。(略)

(1) (ア) に入る語は?

(組頭)

(2) (イ) に入る語は?

(検地帳)

② 本百姓の負担の中心は、田畑や屋敷地にかかる年貢であったが、それ以外に (a) 山野河海からの収益や農業以外の副業にかかる雑税のほか、村の石高の総計に応じてかけられる付加税や、土木工事に動員される夫役^{おきやく}なども負担した。幕府は、江戸時代に発生した最初の全国的な飢饉とされる (ウ) の飢饉の影響が残る 1643 年に、(b) 田畑の売買を禁じる法令を発し。(略)

(3) 下線(a)の総称を何と言う?

(小物成)

(4) (ウ) に入る語は?

(寛永)

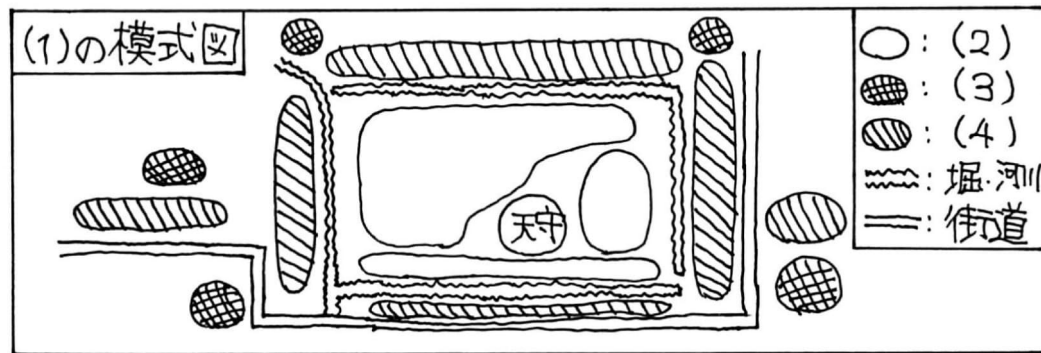
(5) 下線(b)が禁じる田畑の売買は、実際には、質入れなどの形をとっておこなわれることもあったが、田畑の売買行為が公的に認められ、下線(b)が法的な効力を完全に失った年は?

(1872 年)

(6) 共有地の利用や、用水路の管理、道の整備、あるいは治安維持などにかかる経費のことを? (村入用)

③ 町人の統制

① 武士は、豊臣政権の兵農分離政策によって(1.城下町)への移住を強制され、地域における領主としての力を失った。(1)は、(2.武家地)・(3.寺社地)・(4.町人地)といった身分ごとの居住地の区別があった。(4)は(5.町方)とも呼ばれた。



② (4)は、商人・手工業者などが居住し、(6.町)という小社会を多く形成した。(6)は町人の代表である(7.町年寄)・(8.名主)・(9.町名主)・(10.月行事)などを中心に、(11.町法)〔11.町掟〕に基づいて運営された。

③ 町人は、営業の自由や、屋敷地にかけられる年貢である(12.地子(銭))の免除などの特権があり、百姓のような重い年貢負担を免れた。

④ 町人に課された夫役〔労役〕として(13.町人足役)があり、城下町の上下水道や道・橋の整備、堀の清掃、防火などの都市機能を維持するためのものが多かった。また、(14.貨幣)で代わりに支払うこともあった。

⑤ 町人として資格を持ったのは、土地・屋敷を持つ(15.地主)・(16.家持)で、町の運営に参加した。一方、(15)から土地を借りて家屋を建てて居住する(17.地借)、家を借りている(18.店借)や、商家に住み込む奉公人は、町政に参加できなかった。

＜入試問題でアウトプット＞

(問) 次の文章を読み、下記の設問に答えよう。(中央大)

16c末以降、さまざまな産業が発達し各地で特産物の生産などが盛んになった。また、陸上や海上の交通網が整備されることで、特産物の生産地と三都や①城下町などの都市とが結ばれ、蔵物だけでなく納屋物などの商品の流通も盛んになった。

(1) 下線部①に関する次の説明のうち、正しいものにはイ、誤っているものにはロを書き入れよう。

a. 城下町は、城郭を中心として、武家地、寺社地、町人地などのように、身分によって居住する区域が分けられた。〔イ〕

b. 城下町の町人地などには、町という共同体があり、町名主、町年寄などとよばれる者を中心に、町法などを定めて運営がなされた。町の運営をする町人には、家持・地主のほか、店借、地借も含まれた。〔ロ〕

c. 城下町である江戸の町人地では地子が課せられるほか、町の維持のためなどに町人足役という夫役が課せられ、夫役の貨幣による代納は認められなかった。〔ロ〕